

特許戦略計画

平成15年7月8日

経済産業省 特許庁

目次

・ 基本的方向	1
・ 特許審査を巡る現状と課題	3
- 1. 我が国の出願・審査請求の現状	3
1. 特許出願の現状	3
2. 審査請求の現状	5
- 2. 特許審査の現状	7
1. 先端技術関連出願の増加による審査業務の増加	7
2. 審査業務の多様化とPCT出願に関連する業務の優先的实施	7
3. 審査業務の効率化とその成果	8
- 3. 特許審査における課題	9
1. 審査請求件数と審査着手可能件数の不均衡	9
2. 過渡的な審査請求件数の増化による滞貨の急増	9
・ 産業競争力強化に向けた体制・制度の整備	11
- 1. 審査請求件数と審査着手可能件数の長期的な均衡に向けて	11
1. 審査着手可能件数の増加に向けて	11
(1) 特許審査官の増員	11
(2) 先行技術調査のアウトソーシングの拡充と指定調査機関の新規参入の促進	11
(3) 審査補助職員の活用	12
(4) 合理的・効率的な審査の実現	12
審査業務の一層の効率化	12
補正制限に係る審査基準の国際的調和に向けた見直しと新たな措置の検討	13
明細書記載や出願手続きにおける弁理士への期待	14
2. 審査請求構造改革に向けて	14
(1) 企業における戦略的な知的財産の取得・管理支援	14
(2) 特許関連料金の改定による出願人間の費用負担の不均衡是正と審査請求の適正化	15
(3) 審査請求料金の返還制度導入による審査請求済み出願の見直し促進	16
(4) 先行技術調査機関の育成と在り方の検討	16
- 2. 戦略的特許取得の支援に向けて	17
1. 戦略的な特許取得を支援する特許審査の実施	17
(1) 先端技術分野等における技術革新の促進	17
再生医療関連発明の保護	17
先端技術分野における審査基準の明確化	17
補正制限に係る審査基準の見直し等(前掲)	17
(2) 的確な特許審査の確保	17
重要案件に対する協議の実施	18
審査・審判の連携の一層強化	18
特許審査官・審判官に対する研修の充実	18
(3) 制度利用者との円滑な意思疎通	18
面接審査、巡回審査・巡回審判の充実と弁理士に期待される役割	18
審査実績の公開	18
大学等への審査官・審判官の講師派遣	19
2. 事業戦略に応じた多様な保護に向けて	19
(1) 早期審査制度の普及	19
(2) 関連出願連携審査制度の利用拡大とパテントポートフォリオ戦略の支援	19
(3) 実用新案制度の見直しの検討	20
保護対象の拡大	20
権利期間の延長	20
特許への移行の可否	20

補正・訂正の緩和	20
3. 国際的権利取得の円滑化に向けて	20
(1) 特許制度・審査基準の国際調和の推進	20
発明の単一性要件の見直し	21
記載要件の明確化	21
(2) 国際的な審査協力の推進	21
(3) 外国関連出願の審査結果の早期発信	21
- 3. 総合的取組による効果試算	22
1. 出願・審査請求の見通しの前提	22
内国人による出願は当面横ばい、外国人による出願は過去のトレンドで増加	22
内国人による最終審査請求率は将来的に減少	22
審査請求料返還制度導入等により、10年間で約30万件の出願取下げ	23
PCT国際出願が現状の傾向で増加	23
実用新案評価書請求は900件/年で固定	23
2. 審査体制整備	23
審査官の増員	23
先行技術調査のアутソーシングの拡充	23
審査補助職員の更なる活用	23
PCTと関連国内出願の同時・近接着手による効率化	23
先端技術関連出願の増加に伴う審査業務の増加	23
戻し拒絶査定の減少による再着審査率の上昇	24
. 滞貨解消に向けた特別措置	25
1. 一時的な審査着手可能件数の増加策	25
2. 請求済み案件の見直しに向けた特別措置の必要性	25
(1) 既請求済み案件取り下げに関する特別措置	25
(2) 審査請求適正化の一層の推進	25
3. 早期審査制度の活用拡大	25
(参考) 特許審査の迅速化をめぐる国際的な動向	26

．基本的方向

2002年7月、小泉総理大臣の開催する知的財産戦略会議において、知的財産戦略大綱が取りまとめられました。この大綱は、知的創造サイクルの確立を通じて「知的財産立国」の実現に向けた政府の基本的な構想であり、いわゆるプロパテント政策のより一層の推進を目的とするものです。

知的創造サイクルの確立を図る上で、迅速かつ的確な特許審査の実現が極めて重要であることは言うまでもありません。こうした観点から、知的財産戦略大綱においても「特許等の審査においては、利用者のニーズを踏まえ、的確で安定した権利設定を行うとともに、その審査期間を国際的な水準とすることが是非とも必要」であることが指摘されています。また、2002年11月に同大綱に沿って制定された知的財産基本法においても、国が発明等の知的財産について、「所要の手續の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるもの」(第14条)と規定されています。

一方、近年の特許出願件数の増加等に伴う審査請求件数の増加に加えて、審査請求期間の短縮による一時的な審査請求件数の増加が予想されます。その結果、審査着手を待っている出願(いわゆる滞貨)が急増し、これに比例して審査着手の待ち期間が長期化することが懸念され、必要な取組を行わなければ、その期間は2008年には40ヶ月に達し、2013年には60ヶ月を超えるおそれがあります。こうした状況を踏まえ、知的財産戦略大綱においては、まず、「2002年度中に審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定する」こと、さらに、「2002年度以降、その実施等を通じて、審査の的確性を維持しつつ審査期間の長期化を防ぎ、短縮化に向けた取組を推進すること」が求められています。また、2006年度以降については、「世界最高レベルの迅速・的確な審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努めること」とされています。

この特許戦略計画は、知的財産戦略大綱において求められている目標の達成のために策定するものです。本計画においては、まず、我が国の出願・審査請求と特許審査をめぐる現状を示し、懸念される審査の長期化の問題について明らかにしています。

次に、本計画においては、迅速かつ的確な審査を実現し、ひいては、我が国の特許制度が産業競争力の強化に資するものとなるために必要な体制・制度の整備について、その具体的課題と効果をまとめています。特許庁が迅速かつ的確な審査の実現を図るためには、実際に審査や条約上の国際調査等に着手することができる件数が、特許庁に審査や国際調査等が請求された件数を上回らなければなりません。このため、審査官の増員や審査補助職員の活用、先行技術調査のアウトソーシングの拡充等による特許庁の体制の整備を通じて審査に着手できる件数の増加を図ることと並行して、企業による審査請求構造改革を支援することが必要です。具体的には、今般行った特許関連料金の改定や審査請求料返還制度の導入を通じて、我が国の産業競争力を支える公的な基盤である特許制度が、できる限り効率的に運用されるよう、制度を利用する方々の協力が重要であることを指摘しています。

これに加えて、特許制度は、知的創造サイクルの基盤として、企業や大学などによる戦略的な特許取得において求められる幅広い要請に応えることが必要です。このため、先端技術分野における発明の保護の在り方を研究開発等の動向にあわせて適時に見直すとともに、特許制度やその運用の国際的な調和を推進するなどの取組が必要であると指摘しています。

続いて、これらの総合的な取組を実施した場合の審査待ち期間の見通しについて試算しています。具体的には、平成15年の特許法等の改正により実施される特許関連料金の改定などが所期の効果を上げ、併せて、平成15年度に行う審査体制の整備と同等の努力を今後も継続した場合、審査請求件数と審査着手可能件数との長期的な均衡が図られ、審査待ち期間の長期化を防止するという、知的財産戦略大綱で示された目標を達成することが可能との見通しを示しています。

最後に、知的財産戦略大綱で示された「2006年度以降、世界最高水準の迅速・的確な特許審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努める」との将来的な目標を達成するためには、滞貨の急増に対応した特別措置として検討すべき課題について整理し、今後、さらに検討を進めるべきと指摘しています。

特許庁は、今後、この特許戦略計画の着実な実施を通じて、審査待ち期間の長期化の防止に努めてまいります。併せて、主要国における特許審査の状況も参考にしながら、世界最高水準の迅速かつ的確な審査の実現を目指し、必要な措置の検討を進めるとともに、必要に応じ適時に本計画の見直しを行っていきます。

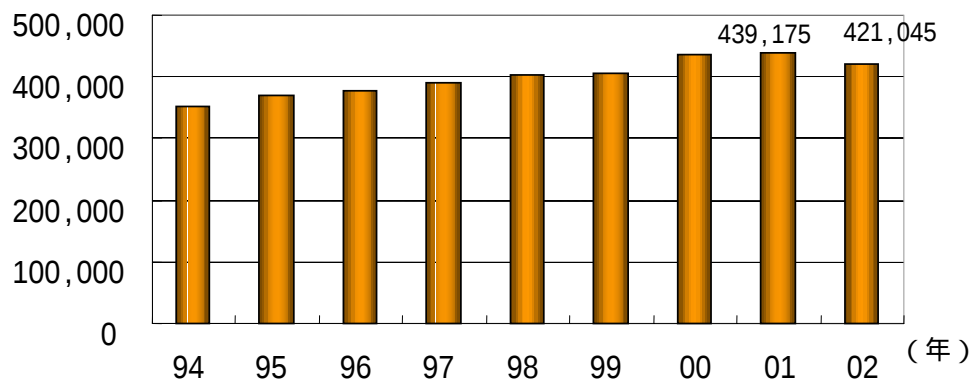
・特許審査を巡る現状と課題

- 1. 我が国の出願・審査請求の現状

1. 特許出願の現状

我が国の特許出願件数は、1997年から2001年の5年間に平均2.9%の割合で増加しています。特に、2000年には対前年比8%増の44万件と急増し、その後も高い水準で推移しています。2000年に特許出願が急増した背景としては、ビジネス方法関連特許(以下「BMP」という。)への関心の高まりや、進歩性の低い出願も含めた出願競争の激化等が考えられます。こうした状況を踏まえ、特許庁では、2000年6月にBMPに関して日米欧三極特許庁の間で審査基準の調和を図り、同年12月には判例等を踏まえて進歩性に係る審査基準を改訂しました。このため、特許取得の予見性が高まり、出願件数が概ね横ばいに転じたと見ることができます。

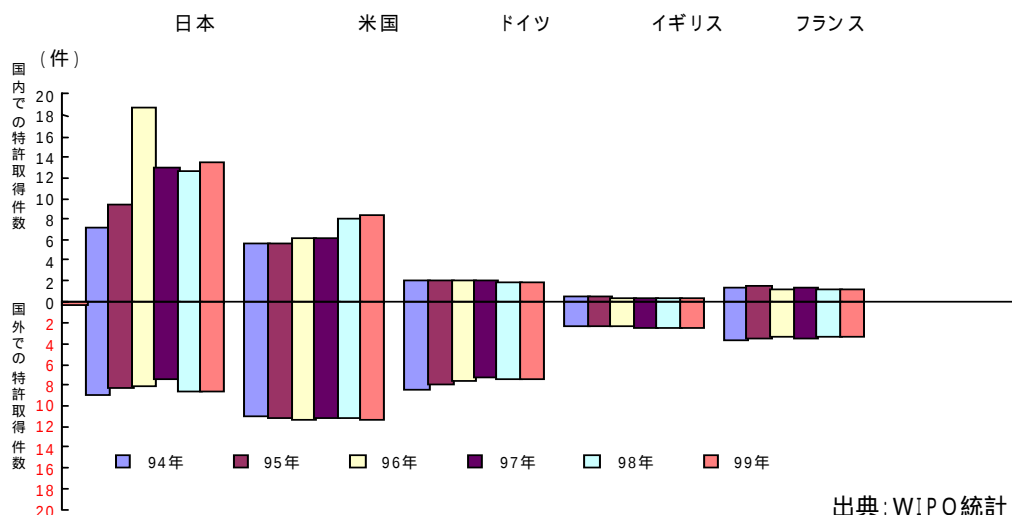
図1：出願件数の推移



【参考； BMP出願件数 1999年：4100件、2000年：19000件、2001年：18000件】

企業活動のグローバル化を背景に、欧米主要国においては、外国での特許取得を重視する傾向があります。一方、我が国においては、国内での特許取得の比重が高くなっています。知的財産戦略大綱において「グローバルな競争を意識した戦略的な対応が急務」と指摘されているように、今後、我が国企業等が国際競争を有利に展開するため、外国での特許取得を目指して国際的な特許出願を増加させることが期待されます。

図2：国内及び国外における特許取得件数推移



出典：WIPO統計

(グローバルな特許出願の動向)

企業活動のグローバル化や、WTO/TRIPSを契機とした知的財産権に関する関心の高まりを受け、国際的な特許出願が世界的に増加しています。中でも、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty; PCT条約)に基づく国際特許出願(PCT出願)は急激に増加しており、PCT条約に基づいて我が国を含む10ヶ国1政府間機関(欧州特許庁)が行う国際調査や国際予備審査の業務は一層増大すると予想されます。

図3: 我が国における国際出願及び国際予備審査請求の推移
(件)

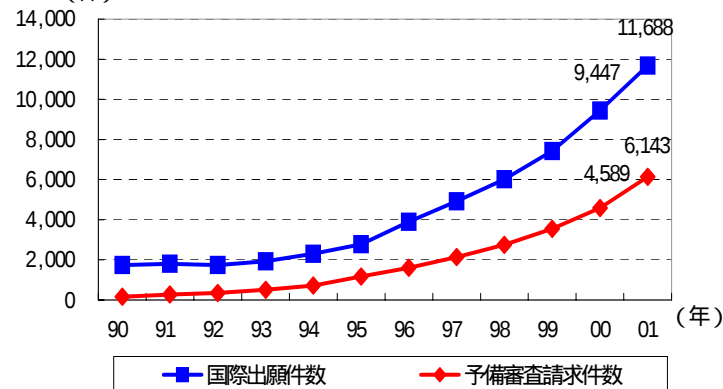
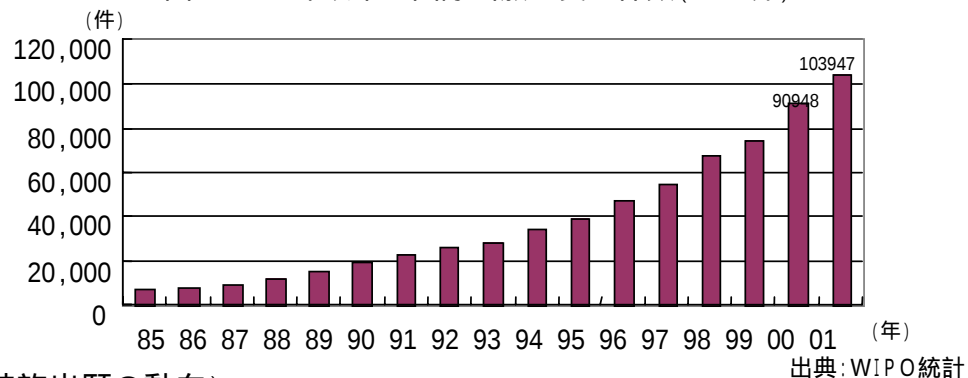


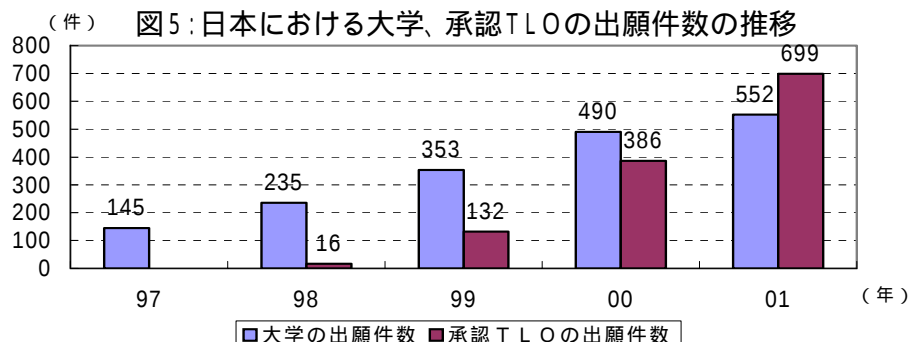
図4: 1985年以来の国際出願の受理件数(全世界)



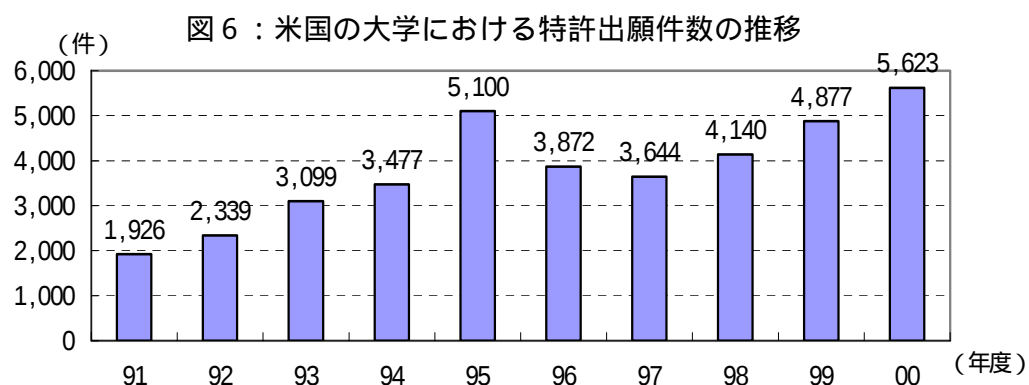
(大学等の特許出願の動向)

技術革新を行う大学やその技術移転機関(Technology Licensing Organization; TLO)等からの特許出願は、我が国では、近年、毎年倍増近い伸びを示しています。しかしながら、米国に比べればいまだに低調です。今後、大学研究者における知財意識の高まりが期待されるとともに、国立大学の法人化に伴って進められる特許の原則機関帰属化や大学における知的財産本部の設置などにより基幹的な技術を生み出す大学発の特許出願が期待されます。

図5: 日本における大学、承認TLOの出願件数の推移

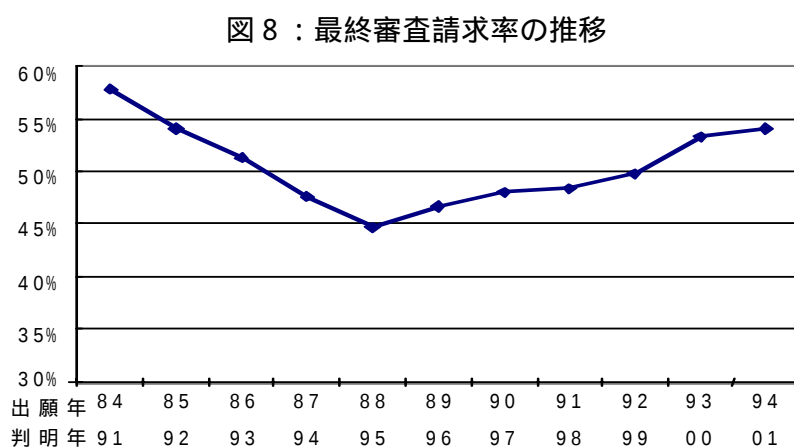
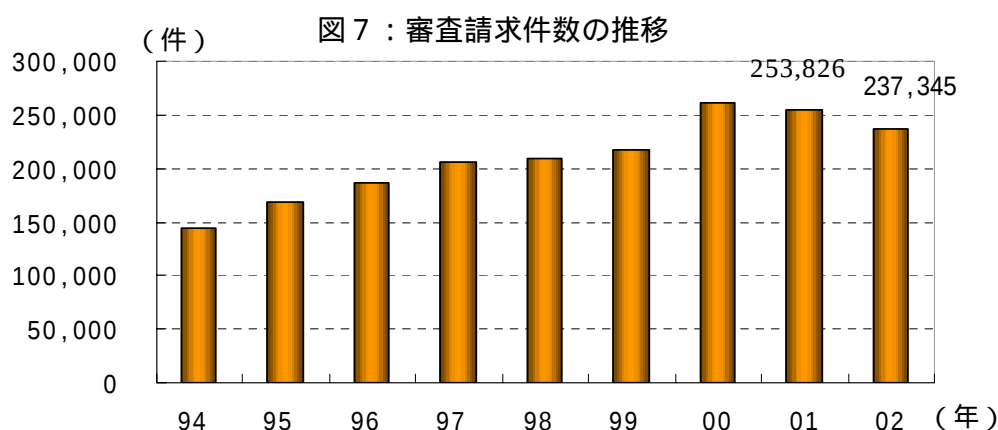


注1: 出願人が大学長名又は大学を持つ学校法人名となっている出願(2001年特許公報掲載時のもの)を集計した。



2. 審査請求の現状

我が国の審査請求件数は、ここ数年出願件数の伸びを大きく上回る割合で増加しています。これは、ある特定の年に行われた出願全件のうち、最終的に審査請求される出願の比率（以下「最終審査請求率」という。）が継続的に上昇しているためです。特に、1995年以降の6年間で、最終審査請求率は、約10ポイントも上昇しています。出願件数が42～44万件で推移していることを踏まえると、4～5万件の割合で追加的な審査請求件数の増加が発生していることになります。



最終審査請求率が上昇する一方、特許審査の最終処分件数のうち特許される件数の割合である「特許率」は、近年、継続的に低下しています。また、審査官が審査着手後の最初のアクションとして拒絶理由通知を発出した場合に、これに対して何の応答もなく拒絶処分が確定してしまう件数の最終処分に対する比率、いわゆる「戻し拒絶査定率」も著しく上昇しています。今般成立した平成15年の特許法改正のうち特許関連料金の改定について審議した産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会は、こうした指標を踏まえ、「特許性の乏しい出願の審査請求が相当程度あることから、企業における戦略的な特許取得・管理が十分に行われていないことがうかがえる」と指摘し、審査請求の適正化を促す必要があるとの結論を出しました。

図9：特許率の推移

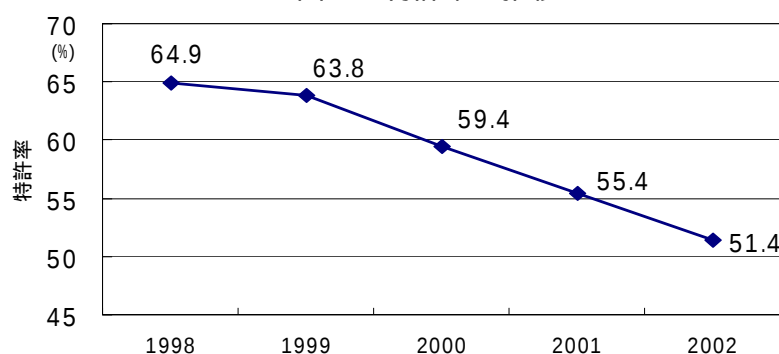
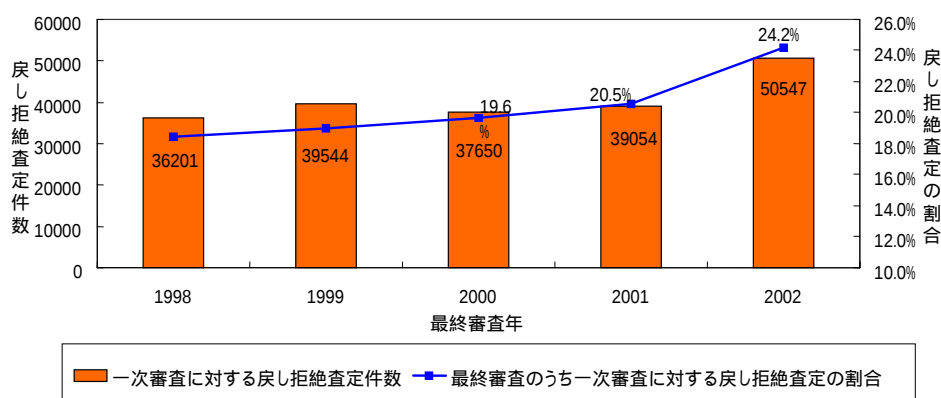


図10：一次審査に対する戻し拒絶査定



- 2. 特許審査の現状

1. 先端技術関連出願の増加による審査業務の増加

技術革新の進展に伴い、特許出願の対象は成熟技術から先端技術に移行することが認められます。その結果、特許出願の内容も高度化・複雑化しています。他方、戦略的に特許を取得するために、出願人が明細書に記載した技術をもとに精緻に権利範囲を設定する傾向があるので、特許出願1件当たりに含まれる発明の数(請求項数)は一貫して増加しています。こうした要因により、特許審査の業務量が増大していると考えられます。

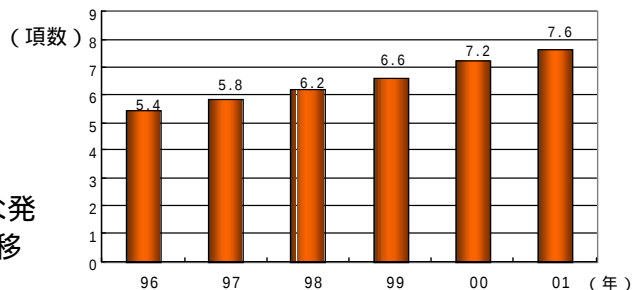
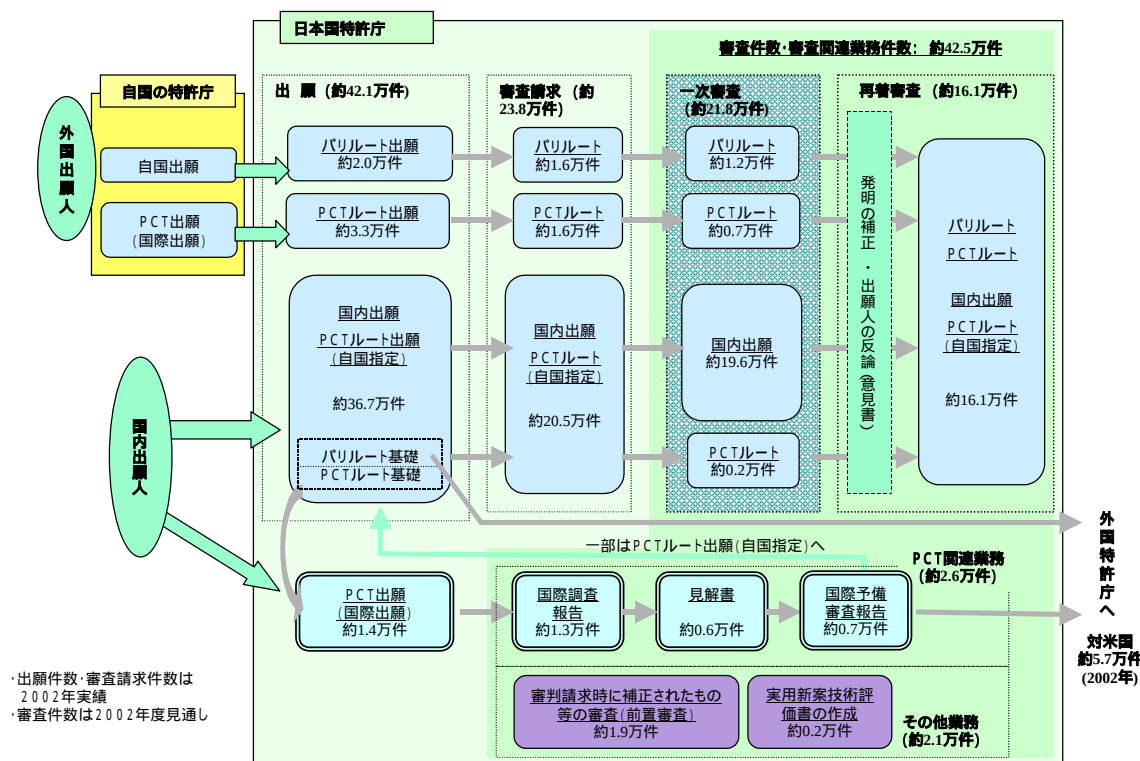


図11:一出願に含まれる平均的な発明の数(平均請求項数)の推移

2. 審査業務の多様化とPCT出願に関連する業務の優先的実施

特許審査官の業務は、国内出願の一次審査に加え、一次審査の結果に対して出願人等から提出される意見書や補正書の二次審査、さらには、拒絶査定不服審判に先立って行われる前置審査やPCT出願に関連する業務等、多岐にわたっています。中でも、近年急増しているPCT出願に関連する国際調査報告や国際予備審査報告の作成については、企業の事業戦略上、重要であると考えられることに加え、報告書の作成期限や諸外国の文献も含めた調査範囲が条約で定められているため、優先的に取り扱う必要があります。このため、特許審査官の業務の中で、国内出願の一次審査に充てることのできる比率は減少せざるを得ない傾向にあります。

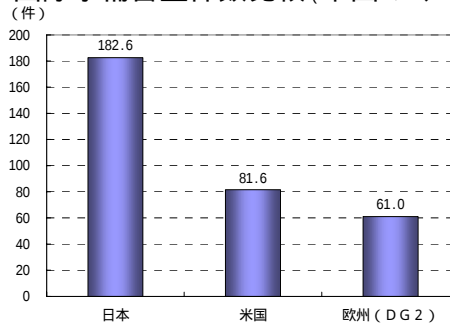
図12: 我が国の特許審査制度の全体像



3. 審査業務の効率化とその成果

既に、特許庁では審査業務の効率化に向け、世界で最も早く先行技術調査の外部発注(アウトソーシング)や情報システムを利用したペーパーレスシステムの導入等の抜本的な対策を講じています。この結果、特許庁の審査官は、一人当たり、欧米の特許審査官の2～3倍にのぼる件数の審査を行っており、欧米に比較して少ない人員で遜色ない業務量を実現しています。近年、欧米の特許庁においても、審査業務量の増大が深刻な課題となっており、我が国特許庁における先駆的な取組を模範にした検討が進められています。

図13: 2001年の一人当たりの最終審査 +
国際予備審査件数比較 (米国のみ2001年度)



出典: 特許庁年報、USPTO年報、EPO年報

- 3. 特許審査における課題

我が国の特許審査の着手待ち期間は、2002年に24ヶ月となっています。他方、特許審査官が実際の一次審査に充てる時間は、技術分野によって相違するものの、1件当たり概ね半日です。したがって、審査請求から、審査結果の最初の通知、いわゆるファーストアクション（FA）までの期間のほとんどは審査着手の順番待ちの期間です。審査の迅速化を図るためには、毎年定常的に発生する審査請求件数と審査着手可能件数の差を解消するとともに、平成11年の特許法改正に伴って発生することが予想される一時的な審査請求件数の急増に対応することにより、審査待ち件数を減少させることが不可欠です。

1. 審査請求件数と審査着手可能件数の不均衡

近年の審査請求件数の著しい増加に対応して審査体制の整備をするためには一定の期間を要するため、審査請求件数と審査着手可能件数の不均衡が生じています。

この3年間でみた場合、その不均衡は、審査請求件数が7万1千件（2000年）、5万8千件（2001年）、2万2千件（2002年）と大幅に上回っており、その結果、滞貨の増大と審査待ち期間の長期化が生じています。

図14：審査請求件数と一次審査件数の推移

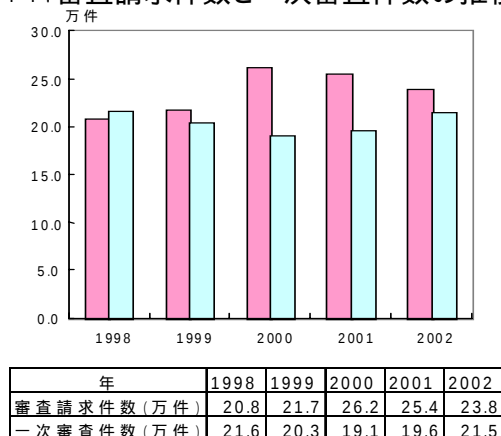
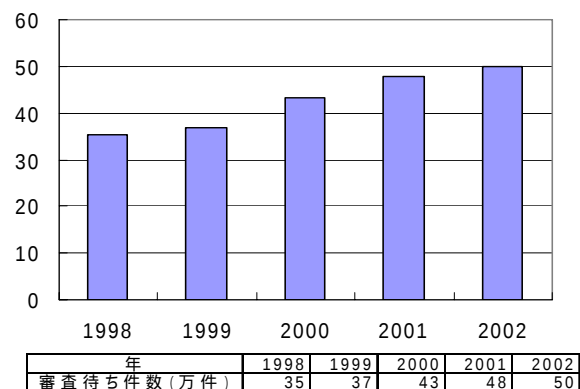


図15：審査待ち件数の増加



2. 過渡的な審査請求件数の増化による滞貨の急増

他方、平成11年の特許法改正により出願から7年であった審査請求期間が3年に短縮されたことに伴い、一時的に審査請求件数が急増することが予想されます。現在のような特許出願件数の増加と最終審査請求率の上昇が持続したと仮定すると、特段の措置を講じない場合には、審査請求件数は、最大で現状の2倍近くまで増加するとの予想もあります。

こうした状況を踏まえると、中長期の対策として審査請求件数と審査着手可能件数の不均衡を解消するとともに、既存の滞貨と過渡的な審査請求件数の増加分に伴い追加的に発生する滞貨を解消するための特別措置を講ずることが必要です。

図16：新旧審査請求制度の併存による請求増(コブ)の発生イメージ図

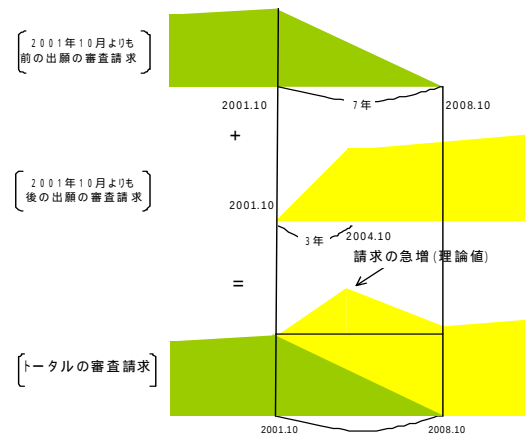
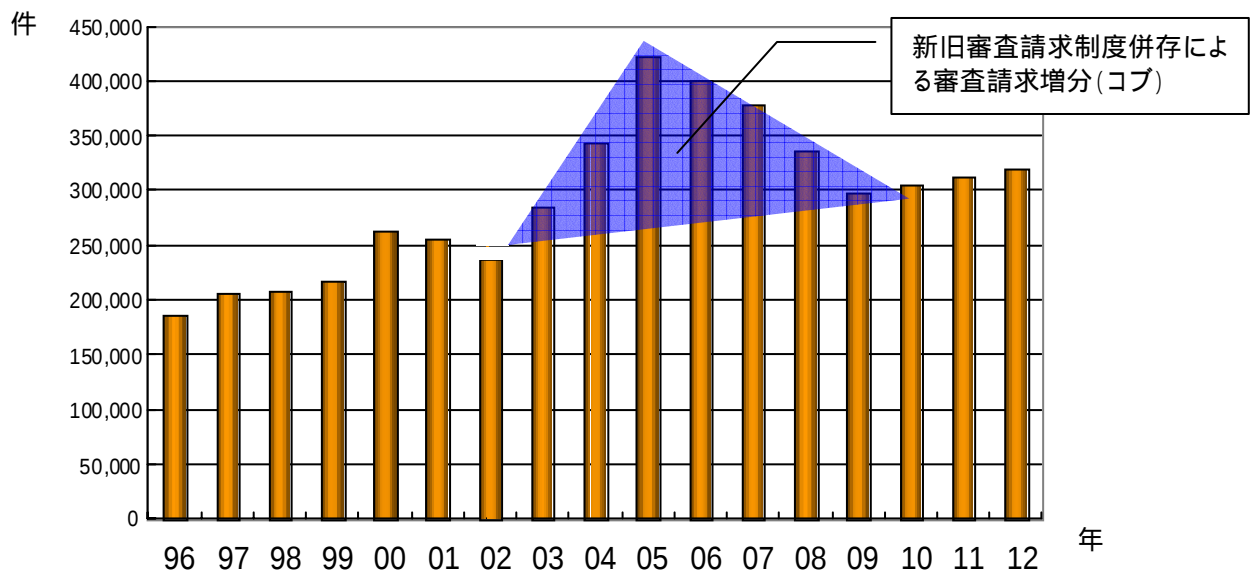


図17：審査請求件数の推移の予想(特段の対策が講じられない場合)



シミュレーション(請求件数予測)の前提

出願件数は過去5年間のトレンドで今後も増加。但し、先行技術文献開示制度の導入に伴い、出願件数は最大5%減少を見込む。

審査請求期間7年適用の出願については、出願年毎の最終審査請求率は過去3年のトレンドが今後も続き、60%(ヒヤリング調査より算出)まで上昇。審査請求期間3年適用の出願については、当初から最終審査請求率は60%と仮定。

・産業競争力強化に向けた体制・制度の整備

- 1. 審査請求件数と審査着手可能件数の長期的な均衡に向けて

1. 審査着手可能件数の増加に向けて

(1) 特許審査官の増員

個々の出願について特許を付与すべきか否を判断するのが特許審査官です。したがって、既に述べた状況にかんがみると、迅速かつ的確な特許審査を実現するためには、特許審査官の増員が不可欠です。しかしながら、国家公務員の定員削減が進められる厳しい状況の中、2003年度は経済産業省において特許審査体制の整備を重要視し、経済産業省・特許庁内部での人員の重点的な配置を図ることにより、34名の特許審査官の増員を行いました。今後も、経済産業省・特許庁においてこうした努力を続け、必要な特許審査官の確保に努める必要があります。

表1: 主要国における審査体制整備計画

	米国	欧州	韓国	(参考)日本
審査官数(現状)	3538人(2002年)	2917人(2001年)	453人(2003年5月)	1105人(2002年)
採用計画・実績	6年間(2003-2008年)で 3300人採用予定	2002年には新たに 440人採用	6年間(2002-2007年)で 500人増員予定	2003年度 34名増員

注) システムの電子化状況や先行技術調査のアウトソーシングの状況など審査の的確迅速化に向けた各国の取組には差異が存在する。(26頁参照)

出典: 米国(審査官数: 年報2002年、採用計画: 21世紀戦略プラン)

欧州(審査官数: 年報2001年、採用実績: オフィスジャーナル2003年2月号)

韓国(審査官数: KIPOから聴取、採用計画: 大統領公約を踏まえた2003年業務推進計画)

(2) 先行技術調査のアウトソーシングの拡充と指定調査機関の新規参入の促進

特許審査は、出願された発明について出願時点の技術水準や先行技術を踏まえた新規性・進歩性等の判断をした上で、特許を付与するか否かの判断を行うものです。このうち、特許を付与するか否かの判断は特許審査官が自ら行う必要がありますが、その判断の材料となる出願時の技術水準や先行技術を調査する業務は、データベースや検索手法の整備により、外部機関に委託することが可能となっています。実際は、平成元年に制定された「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づいて財団法人工業所有権協力センター(IPCC)を指定調査機関として指定し、十分な秘密保持体制や中立性・公平性を確保した上で、特許審査に必要な先行技術調査の外部発注(アウトソーシング)をしています。

今後も、特許審査の迅速化を図るための総合的な取組の一環として、先行技術調査のアウトソーシングを拡充し、更なる審査業務の効率化を進める必要があります。2003年度において、特許審査官が着手する件数の約7割に相当する約16万件(前年度約14万件)に先行技術調査の外部発注を拡大することとしております。2004年度以降も、その一層の拡充を図る必要があります。

また、外部発注の一層の効率的実施を図るため、特許審査官と先行技術調査を発注された者が直接会って緊密な意思疎通を図ることができる「対話型外注」を拡充し、

委託を受けて調査を行う者の多面的な評価と信頼性の向上に努めることとしています。

さらに、競争原理の導入による品質向上と一層の効率化を実現するため、先行技術調査を受託することができる指定調査機関となるための要件の見直し等、新規参入の促進に向けた検討を進めます。

(3) 審査補助職員の活用

退職後の審査官や専門的知識を有する理工系の博士課程修了者(いわゆるポスドク)等を審査を補助する非常勤職員として採用し、必要な助言や先端技術分野の説明等を行わせています。今後も、その拡充と一層の活用を進めることにより、審査の効率化を図る予定です。

審査官経験者の審査補助職員としての採用

2002年度 42名 → 2003年度 48名

ポスドク等の審査補助職員としての採用

2002年度 9名 → 2003年度 31名

(4) 合理的・効率的な審査の実現

前述のように、我が国の特許審査官は欧米の2～3倍にのぼる件数の審査を行うなど高い効率性を実現してきました。しかし、これに安住することなく、的確性を維持すべく合理的で効率的な審査の実現を引き続き追求していく必要があります。

審査業務の一層の効率化

）合理的・効率的な審査に向けた基準の見直し

審査の対象や先行技術調査の範囲を明確化することは、公平な特許審査につながり、ひいては安定的な権利設定が行われるため、出願人にとって大きな利益となります。こうした観点から、平成15年の特許法改正により単一性要件を見直しました(後述)。これと併せ、明細書の記載要件の明確化(後述)を含め、特許審査の判断基準を定める審査基準についても改訂を行います。

また、近年急増している著しく多数の請求項を有する出願(いわゆる複雑出願)について、審査業務の効率化の観点から日米欧三極特許庁やPCT国際機関会合等において対応が議論されているため、その動向を踏まえた対応策を検討します。

）効率的な審査に向けた審査着手の在り方の検討

特許審査は原則として審査請求日が早いものから行うこととなっています。しかしながら、「早期審査」や「関連出願連携審査」のように、出願人の要請や審査着手の効率性の観点から必要性の高い場合に公平性に配慮しつつ合理的な範囲内で着手順序の入れ替えを行うことも必要です。

近年、PCT出願の急増に伴い、PCT出願に必要な国際調査とPCT出願が国内移行した際に行われる審査との重複のみならず、PCT出願の基礎となる国内出願の審査との重複も発生し、審査業務が増大しています。これらの重複した業務を同時期に行うことができれば、同一の特許審査官が判断をすることにより業務の効率

化と安定的な判断を実現することができます。こうした状況を実現するため、所要の措置を検討する必要があります。また、分割出願についても、同様の趣旨から、その原出願と同時期に同一の審査官により一括して審査する件数を増やすことが望ましいと考えられます。

) 我が国や外国の特許庁で作成された先行技術調査・審査結果の有効活用

今日、諸外国からのPCT出願や、我が国の国内出願を基礎とするPCT出願において我が国も指定するPCT出願が急増しています。こうした出願には、他国特許庁において既に先行技術調査が行われたものや、我が国特許庁が既に国際調査等を行ったものが数多く含まれています。効率的な特許審査を進める観点から、我が国や外国の特許庁による既存の先行技術調査・審査結果を最大限に活用します。

iv) 審査関連システムの高度化

これまで独立して整備されてきた先行技術調査のための検索システムと、審査官の査定書や出願人への応答書類の起案を行う審査周辺システムとを2005年を目途に統合(オールインワン化)することを検討します。これにより、先行技術調査の結果を書類の作成に簡便に利用することができ、あわせて、審査官一人に一台の検索システム端末の利用が可能となります。

補正制限に係る審査基準の国際的調和に向けた見直しと新たな措置の検討

我が国の補正制限に係る審査基準については、制度利用者から、欧米に比して運用が形式的・硬直的に過ぎるため、特許の権利範囲が過度に小さくなるおそれがあるとの指摘がされています。

特許審査の国際的調和を進める観点から、出願人に十分な説明をすることを求めつつ、より分かり易い基準に基づく弾力的な運用により、補正された内容が出願時の明細書等に記載された事項の範囲内であることを確保することができるよう、2003年夏を目途に審査基準の改訂を行います。また、分割出願における出願日の遡及を認める分割要件についても、これに準じた審査をするための所要の措置を講じます。

他方、我が国特許審査においては、最初の拒絶理由通知後に権利範囲の補正を比較的自由に行うことが認められており、既に行われた先行技術調査や一次審査結果と異なる範囲を改めて調査や審査を行う必要がある場合が少なくありません。欧米の特許審査においては、このような補正は単一性要件を満たしていないものとして認められておらず、新たな範囲の先行技術調査や審査が必要な場合には、分割出願等を行うことが必要となります。欧米制度との比較を通じ、こうした点においても欧米との調和が可能であるか検討する必要があります。仮にこうした調和を図るための制度を導入する場合、出願人の補正の機会が現行に比べ制限される可能性があるため、出願人が審査着手予定時期を把握できるよう情報提供に努めるとともに、審査着手時期を出願人の要請により一定期間遅らせることを可能とする措置についても検討が必要と考えられます。

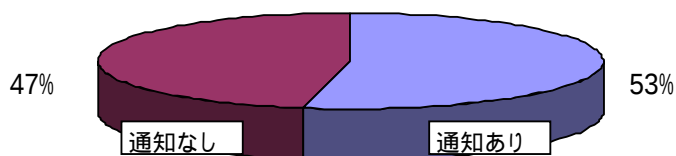
明細書記載や出願手続きにおける弁理士への期待

) 外国関連出願の明細書の適正化

諸外国からの出願については、日本語への翻訳が必要となること、外国に居住する発明者と我が国代理人との意思疎通が困難であること等を背景に、特許明細書の記載内容が不明確な場合が少なくありません。例えば、1回目の拒絶理由通知において記載不備を理由とするものの比率は、国内出願では23%であるのに対し、外国関連出願では53%にのぼっています。こうした不明確な明細書は、安定的な権利設定を妨げるのみならず、効率的な審査を妨げる原因にもなります。

迅速かつ的確な審査、安定的な権利設定に資するよう、代理人等の協力を通じ、諸外国からの出願の明細書の記載内容を適正化する必要があります。

図18：一回目の拒絶理由通知における記載不備の通知(外国出願人)



2002年に発送された拒絶理由通知

) 担当弁理士の明確化

大企業を出願人とする特許出願や大手特許事務所に所属する弁理士を代理人とする特許出願の中には、その企業の知的財産管理責任者や特許事務所の代表者のみが代理人として記載されているものが少なくありません。内容に応じてきめ細かい審査を行うためには、出願書類を作成した者との意思疎通が不可欠であるため、実際に出願書類を作成した担当弁理士を代理人として記載することが求められます。

2. 審査請求構造改革に向けて

今後、審査請求件数の増加が予想される中、我が国の産業競争力強化に資する出願について、国際的にみて遜色のない水準で迅速かつ的確な特許審査を行っていくことが重要です。そのため、特許庁が審査着手可能件数の増加に最大限努力することは当然のことですが、一方、出願人が審査請求構造改革に努めることも不可欠です。知的財産戦略大綱においても、特許審査に関連して「企業の知的財産関連活動についても、量的拡大の追求から、経営戦略の観点から価値の高いものを目指すよう、その基本的姿勢の転換を促すべく、必要な方策について検討すべき」と指摘されています。このため、審査請求構造改革の奨励、促進に必要な施策を実施・検討する必要があります。

(1) 企業における戦略的な知的財産の取得・管理支援

我が国において経営戦略の観点から価値の高い知的財産を重視し、知的財産管理を強化する企業行動を促すため、経済産業省では、今年3月に「知的財産取得・管理指針」を策定しました。特許庁では、様々な機会を利用してこの普及・啓発に努めます。中小企業や大学等における戦略的な知的財産の取得・管理において

は弁理士の貢献も期待されます。このような企業や弁理士による戦略的な活動を評価する指標を提供するため、特許庁が保有している出願人別、代理人別の特許率、先行技術文献開示の動向、記載不備率等のデータを公表することを検討します。

(2) 特許関連料金の改定による出願人間の費用負担の不均衡是正と審査請求の適正化

今般成立した平成15年の特許法改正により、出願料は出願促進の観点から、現行の2万1千円から1万6千円に減額されます。また、審査請求料は、平均的な出願（請求項7.6項）において約10万円であったところ、2倍の約20万円に引き上げられます。特許料については、平均的な出願（請求項7.6項、権利維持期間9年）において、約36万円であったところ、半額の約16万円程度に引き下げられます。このように、出願一件当たりの出願料と特許料の引き下げ額の合計を、審査請求料の引き上げ額を上回るように設定することにより、出願一件につき出願から特許取得、権利維持に要する総費用は、現行に比べ10万円程度引き下げられます。

現行の料金体系では、審査請求料が審査の実費に比べかなり低い額に設定されており、特許率の高い出願人が納付する高額の特許料により、特許率の低い出願人の審査の費用を補填する構造になっています。このため、特許率の高い出願人と低い出願人との間で費用負担の不公平感が顕著となっていました。今回の料金改定により、特許率の高い出願人、すなわち、特許性の高い出願に重点化して審査請求を多く行って、特許を取得する出願人ほど、出願から特許取得、権利維持に要する総費用が軽減される料金体系となります。このため、各企業による知的財産管理の充実と適正な審査請求を促すものと期待されます。もちろん、企業の知的財産管理の水準によっては、新たな対応を求められる企業もあると思われますが、こうしたより高い水準の知的財産管理をめざす企業への変革を促すことにより、我が国全体としては、産業競争力の強化につながるような特許がより多く、かつより速やかに取得されることが期待されます。

なお、新たな料金体系は適正な審査請求を行う全ての出願人にとって中長期的にみて有利なものですが、短期的には、審査請求料の引上げが、資金が潤沢でない中小企業等にとって負担となる可能性があります。このため、現在の特許法及び産業技術力強化法に基づく減額措置の対象を拡大する他、現在、実用新案について特許庁の委託によって無料で行っている先行技術調査を特許にまで拡大する等、中小企業等に対する支援措置の拡充を検討します。同時に、これらの支援措置を含め中小企業等に講じられる特許庁の各種支援策について、これまで以上に周知を図り、その利用を高めていきます。

料金改定の内容

- 出願料 2.1万円 → 1.6万円
- 審査請求料 8万4千3百円 + 2千円 × 請求項数
→ 16万8千6百円 + 4千円 × 請求項数
- 特許料 平均的な出願で約2分の1の負担軽減となる。

平均的出願(請求項数7.6項、維持期間9年)における新旧料金比較

	出願料	審査請求料	特許料	合計
現行料金(旧料金)	2.10 万円	9.95 万円	35.62 万円	47.67 万円
改定料金(新料金)	1.60 万円	19.90 万円	16.66 万円	38.16 万円

2001年出願の平均値

(3) 審査請求料金の返還制度導入による審査請求済み出願の見直し促進

現在の審査待ち期間が2年に及んでいるため、既に審査請求を行った出願についても、事業性が乏しくなったこと等を理由に権利取得の必要性が失われる場合が少なくありません。このように審査の必要が事実上消滅した出願の取下げを促進するため、平成15年の特許法改正により、特許庁による特許査定又は拒絶理由通知の到達前に出願を取り下げた場合、審査請求料を支払った者の請求に応じて審査請求料の一部を返還する制度が導入されることとなり、平成16年4月1日から施行されます。

特許庁としては、審査待ち件数(滞貨)の解消に資するよう本制度の普及を図ることとしています。

(4) 先行技術調査機関の育成と在り方の検討

今回の特許関連料金の改定により、出願人が十分な先行技術調査を行い、審査請求を適正化することが期待されます。しかしながら、一部の企業を除けば、民間における先行技術調査のための体制・能力が必ずしも十分とは言えません。このため、先行技術調査の強化を支える環境の整備が必要であることが産業構造審議会知的財産政策部会等の場においても指摘されています。

民間における先行技術調査の環境整備を図るため、特許庁では保有するデータについて、著作権の制約等により提供できないものを除き、実費で民間事業者に提供するとともに、一般公衆の標準的な利用を基本として、ホームページ上の「特許電子図書館」を通じて無償で提供しています。

これに加え、特許審査官が有する先行技術調査のノウハウを出願人も活用できるよう特許審査官が先行技術調査のノウハウ共有のために技術分野ごとに作成している「サーチ戦略ファイル」を求めに応じて公開しています。今後、その内容の充実や、より積極的な公開のあり方について検討します。

これらの取組に加え、特許庁では、民間の先行技術調査機関の活動実態や、出願人の具体的な先行技術調査のニーズ等を把握しつつ、弁理士の果たすべき役割も含め、さらに講ずべき施策について検討を進めます。

例えば、欧州特許庁が出願全件について調査報告書を作成していることを参考に、先行技術調査機関が行う調査結果を踏まえて、出願人が審査請求をする前にその要否を判断することができる制度や、一定要件を満たした先行技術調査結果を添付して審査請求を行った場合審査請求料を減額する制度も考えられます。

こうした制度の是非については、出願人に新たな義務を課することの是非、研究開発段階から先行技術調査を行うインセンティブの低下に留意する必要があります。また、先行技術の指定調査機関の能力や業務の中立性・公平性、調査内容等に関する秘密保持の確保等も踏まえて検討することが必要です。

- 2. 戦略的特許取得の支援に向けて

1. 戦略的な特許取得を支援する特許審査の実施

(1) 先端技術分野等における技術革新の促進

技術革新が急速に進展する中、先端技術分野においては適時に特許保護の対象を明確にすることにより研究開発の成果を適正に保護する必要があります。特により創作が困難で進歩性の高い基幹的な発明を行った者が多くの利益を得られるよう、特許保護の水準を適正に維持するために進歩性や記載要件の判断に留意することが必要です。

再生医療関連発明の保護

近年進展の著しい再生医療及び遺伝子治療関連技術においては、皮膚の培養方法、細胞の処理方法等の新技術が生まれています。これらの発明の特許制度の下での取扱いを明確化すべく、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に設置された医療行為ワーキング・グループ(WG)において審議を行い、その結果をとりまとめました。具体的には、「人間に由来するものを原料又は材料として医薬品又は医療機器(例:培養皮膚シート、人工骨)を製造する方法」については、特許付与の対象とすることを明示するよう特許審査基準を改訂するとの基本的方向性が了承され、本年6月の第9回特許制度小委員会で、取りまとめ案を同小委員会の報告書とすることについて了承が得られました。

先端技術分野における審査基準の明確化

バイオテクノロジー分野や情報通信技術分野等、技術革新の進展が急速な先端技術分野においては、学術研究の成果が速やかに市場化されたり、製品・サービスのライフサイクルが短期化するといった傾向がみられることから、その動向を踏まえて適切な時期に特許制度による保護の在り方を明確化することが必要です。

このような要請に対応するため、特許庁は、2000年度にビジネス方法関連発明についての審査基準の整備を含め大幅な審査基準の改訂を行いました。また、2002年度には、ポストゲノム研究の成果を特許権として適切に保護するため、日米欧三極特許庁での比較研究を提案・実施し、その成果を踏まえてタンパク質立体構造関連発明に関する審査事例集を公表しました。さらに、専門誌及び学会等の場を活用して、その普及を図っています。また、同年度にビジネス方法特許(BMP)に関する審査事例集を作成し、説明会の開催や特許庁ホームページへの掲載を行っています。

今後も、研究開発の進展に伴って新たに生まれる有用な新創作物が特許として適切に保護されるよう、大学・公的研究機関や産業界との連携や技術動向調査を通じて最新の技術動向を把握し、審査基準の明確化を図っていきます。

補正制限に係る審査基準の見直し等(前掲)

(2) 的確な特許審査の確保

産業競争力の強化には、迅速な特許権の付与に加えて、安定した権利を付与するこ

とも極めて重要です。したがって、特許審査における的確性の確保は重要な課題です。米国、韓国等の関係行政機関が策定した戦略計画においてもこれは重点的課題として明示されています。我が国においても、信頼される特許を適切に保護するための取組を推進します。

重要案件に対する協議の実施

出願人が企業戦略上重要と認識している出願や、社会的に注目されている出願については、審査官の判断がもたらす社会的影響が大きく、より適正な判断が求められます。このため、特許庁と出願人の連絡を緊密に行うことで重要な出願を確実に把握し、審査経験の豊富な者が参加した協議を通じて、より適切な判断が行われるよう、特許庁内の体制整備を進めます。

審査・審判の連携の一層強化

審査と審判の間で判断基準が異なる場合には、出願人にとって権利取得の予見可能性が低下し、結果として不必要な手続を行ってしまうことにつながります。こうした出願人の負担を極力軽減するため、審査と審判の判断基準について統一的な運用が行われるよう努めます。

特許審査官・審判官に対する研修の充実

特許審査官・審判官が、先端技術分野の技術動向を適切に把握し、的確な審査・審判を行うことができるよう、研究開発現場における研修や実際の特許権の活用実態の修得機会の拡充を図るなど、先端技術分野等の研修の強化に努めます。

また、制度改正、基準改訂に伴う法令・審査基準に係る研修については、特許審査官・特許審判官に行うのはもちろんのこと、弁理士等の外部への研修の開放も図ります。

(3) 制度利用者との円滑な意思疎通

面接審査、巡回審査・巡回審判の充実と弁理士に期待される役割

出願人や発明者と特許審査官が直接会って行う面接審査は、円滑で納得の得られる審査結果に資することから、透明性に配慮しつつ、その充実を図ります。特に、今後、審査手続に慣れていない大学やベンチャー企業からの出願の増加が予想されますが、こうした出願の中には我が国産業の基幹を担うような先端技術の発明も含まれていると考えられます。手続上の形式的な問題などから、こうした発明が保護されない結果とならないよう、代理人である弁理士が大きな役割を果たすことが期待されます。特許庁としても、大学やベンチャー企業等に対し、面接審査の活用を図るとともに、必要に応じ、特許審査官・審判官自らが地方に赴き、面接審査等を行う巡回審査等を拡充していきます。

審査実績の公開

特許審査を円滑に進めるためには、特許庁がその審査方針及び審査処理に関する情報を積極的に公開し、制度利用者の理解と協力を得る必要があります。

このような観点から、特許庁は、昨年度からホームページで特許審査部内の76の技術単位毎にそれぞれ審査実績（審査請求件数、一次審査件数、審査待ち時間、

特許査定件数、拒絶査定件数、特許査定率等のデータ)を公開しています。

今後もこうした取組を継続するとともに、出願人がより戦略的な特許管理を行うことができるように、審査情報の更なる発信の在り方について、検討を行います。

大学等への審査官・審判官の講師派遣

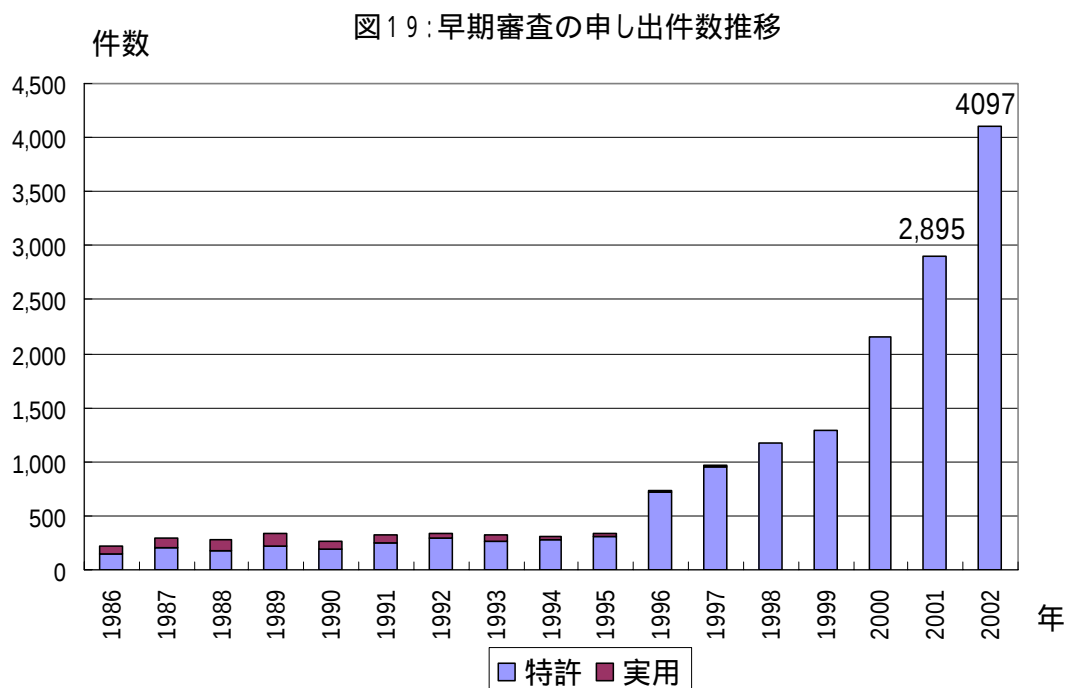
大学における知的財産権に対する意識向上や、必要な知識の普及を図るべく、大学の知的財産本部や今後設立される法科大学院等への特許審査官・審判官の派遣を強化します。

2. 事業戦略に応じた多様な保護に向けて

(1) 早期審査制度の普及

審査待ち期間の長期化に伴う弊害の緩和のため、特許庁では、事業化が近い出願、国際的な出願に加え、投資の回収や技術の移転が特に急がれる大学・中小企業の出願についても、出願人の要請に応じて、他の出願に優先して早期に審査が行えるよう早期審査制度の対象拡大に努めています。

早期審査制度の利用件数は増加傾向にあるものの、中小企業や大学等においては同制度がまだ十分に知られていないとの指摘もあるため、今後、透明性と客観性を確保しつつ、より一層の制度の普及に努めます。



(2) 関連出願連携審査制度の利用拡大とパテントポートフォリオ戦略の支援

特許庁では、2000年から、出願人の要請に基づき、技術的に関連する一連の出願を迅速に審査し、安定した権利を付与する関連出願連携審査制度を実施しています。今日、企業が自社の事業計画上の重点技術に対し、関連する特許を戦略的に獲得し、産業競争力を高める、いわゆるパテントポートフォリオ戦略が先進的な一部の企業で採用されています。こうした戦略を支援する上でも、関連出願連携審査制度の活用が

有効なため、今後、一層の普及に努めます。

(3) 実用新案制度の見直しの検討

実用新案制度は、特許制度では保護できない小発明を対象として、特にこれを積極的に保護奨励することが必要であるという理由から、特許制度を補完する制度として設けられました。しかし、現在の無審査登録制度の下では、安定的な権利が得られないこと等の理由から、その利用実績は減少を続けています。現時点において、実用新案制度が本来有していた機能を改めて活用することの是非を含め、制度の見直しに向けた検討が必要です。

保護対象の拡大

現在の実用新案登録の保護対象は「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定されていますが、技術革新の進展に伴い、いわゆるソフト化が進展している今日においては、その保護対象の在り方について再検討を行う必要があります。

権利期間の延長

現行の実用新案権の存続期間は6年間となっており、ライフサイクルの短い技術を保護する期間としても短いとの指摘があります。我が国と同様、無審査で権利登録する実用新案制度を導入している多くの国で存続期間が10年間であることと比較しても短いことから、第三者に過度の負担とならないように配慮しつつ、権利期間の延長について検討する必要があります。

特許への移行の可否

権利利用のあり方が多様化している現状を踏まえ、技術や産業の動向に応じて、特許制度と実用新案制度の間で弾力的な移行を可能とする制度について検討する必要があります。具体的には、実用新案権を取得した後、権利存続期間中に特許への変更を認める措置の是非等を検討する必要があります。

補正・訂正の緩和

現行制度の下では、実用新案権取得後の権利範囲の訂正ができないため、制度が使いづらいとの指摘があります。このため、第三者の監視負担や自己責任に基づく無審査主義の趣旨との関係を考慮しつつ、権利範囲の訂正の在り方や、実用新案から特許への変更を認める措置をとる場合の補正の在り方について検討が必要です。

3. 国際的権利取得の円滑化に向けて

(1) 特許制度・審査基準の国際調和の推進

企業活動のグローバル化が進む中、我が国産業の国際競争力の強化を図るためには、我が国で生み出された発明についてより多くの国で特許出願され、権利取得できる環境を整備する必要があります。各国における特許制度や審査基準が異なると諸外国での権利取得の予見可能性が低下するとともに、手続負担が増加し、円滑な事業の展開を阻害するおそれがあります。

そこで、国際的な権利取得の円滑化に向け、我が国特許庁がWIPOにおける実体

特許法条約(SPLT)交渉や特許協力条約(PCT)ガイドライン改訂作業等の議論を積極的に主導するとともに、その動向を踏まえた制度改正及び審査基準の改訂を速やかに行うことにより、特許制度及び審査基準の国際的調和に努めます。こうした観点から、発明の単一性要件や明細書の記載要件について見直しを行うこととしています。

発明の単一性要件の見直し

平成15年の特許法改正で行われた発明の単一性の国際的調和は2004年1月に施行されます。出願人に十分な準備期間を確保するため速やかに具体的な要件を定めるための施行規則の改正、審査基準の改訂を行います。

記載要件の明確化

記載要件に関する国際調和を図るため、欧米の規定を参考に、「特許請求の範囲」の記載と「発明の詳細な説明」の記載との実質的な対応要件を確保するよう、本年夏を目途に明細書の記載に関する審査基準を改訂します。

(2) 国際的な審査協力の推進

先進諸国を中心に審査待ち案件の増加が共通の課題として挙げられる中、互いに共通する出願件数の多い日米欧の三極間において、各国の制度・運用の下で、先行技術調査結果・審査結果を最大限相互利用する具体的な枠組みの構築を図ることが有益です。

日米の特許庁間においては、既に2003年1月から先行技術調査結果及び審査結果の相互利用に向けた試行を開始しています。また、日欧の特許庁間においては、審査官交流等を通じて両庁審査官の知識や認識の共有化を図り、先行技術調査結果等を有効利用する方策等について検討を行っています。

これらの審査協力が将来的に審査や先行技術調査の的確性や効率性の向上、出願人の負担軽減に資するよう着実に推進していきます。

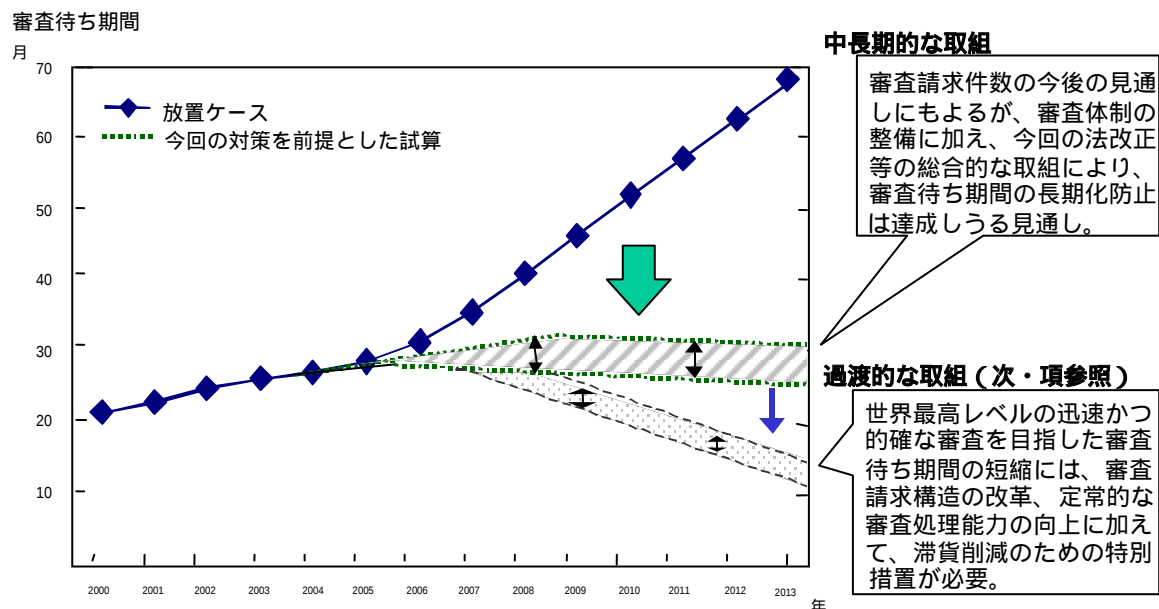
(3) 外国関連出願の審査結果の早期発信

国際的な権利取得の円滑化を図るため、我が国で行われた外国関連出願(PCT国内移行出願・パリ優先権基礎出願)を早期に審査し、その審査結果を早期に諸外国に提供することを可能とするため、必要な審査体制の整備に努めます。また、外国での権利取得は、翻訳費用、手続費用等の出願人負担が大きいとの指摘を踏まえ、機械翻訳の可能性の検討を併せて進める等、外国での権利取得の円滑化のための環境整備に努めます。

- 3. 総合的取組による効果試算

以上述べてきた審査体制の整備、審査請求構造改革、効率的な審査の遂行等の総合的な取組が所期の効果を最大限発揮したとの前提（下記「効果試算の前提」参照）の下で、その効果を定量的に試算すると、何らの対策を講じない場合に比べ、審査待ち期間の長期化が防止されると期待されます。

図20：迅速かつ的確な特許審査の実現に向けた取組



(効果試算の前提)

1. 出願・審査請求の見通しの前提

内国人による出願は当面横ばい、外国人による出願は過去のトレンドで増加

今後の出願見通しとして、大学等からの出願の増加等の増加要因と、知的財産戦略大綱等で求められている全体として量から質への構造転換による減少要因の両者が考えられ、その影響の度合によって増減両方の可能性が考えられる。そこで、当面は内国出願人による特許出願件数は2004年度以降現状と同程度の件数を維持し、外国出願は現状の堅調な伸びを維持するものと仮定する。

内国人による最終審査請求率は将来的に減少

出願が最終的に審査請求される最終審査請求率は、現状で54%である。今後、審査請求期間の短縮により、出願人にとって審査請求の見極めが現状より困難となり、内国人による審査請求に関しては、潜在的には60%程度まで上昇するとの調査がある。こうした潜在的な審査請求案件のうち、今次国会にて改正された料金体系の見直しにより、最大限その効果を勘案した場合、現状の戻し拒絶査定率24.2%の半数に相当する12%、更に今後の戦略的知財管理の充実や知的財産戦略大綱が指摘する企業啓発、今後検討すべき先行技術調査環境の整備等によりその半分の6%が精査され、最終的には、3年請求分の最終審査請求率が49%程度にまで

低下すると仮定する。

また、外国人出願の審査請求率は、既に十分に精査されているとの前提から、パリ条約による優先権に基づく出願が71%、PCT国内移管出願が67%になると仮定する。

審査請求料返還制度導入等により、10年間で約30万件の出願取下げ

審査請求料返還制度導入や今後検討すべき先行技術調査環境の整備等により、審査待ち案件総数(既存滞貨)のうち5%(2004年度7.5%)程度の案件について、審査請求後に権利取得意思の再確認等により、出願取下げがなされるものと仮定し、その場合10年間で約30万件の出願取下げを見込む。

PCT国際出願が現状の傾向で増加

PCT国際出願は、拡大する経済のグローバル化を背景として、現状の傾向で増加し、2013年度には4.4万件規模になると仮定する。また、PCT国内移行期限の延長により国際予備審査請求率は、アンケート調査により国際調査報告作成件数の18%(現行42%)にまで減少すると仮定する。

実用新案評価書請求は900件/年で固定

実用新案登録出願制度における評価書請求は、現状の制度利用状況から見て、現行制度の下、年間900件請求されると仮定する。

2. 審査体制整備

審査官の増員

特許庁内での人員の重点配置により、2013年度までの10年間で約300名の特許審査官を増員すると仮定する。

先行技術調査のアウトソーシングの拡充

先行技術調査のアウトソーシングをさらに進め、検索外注を22万件規模(2008年度)にまで拡大すると仮定する。

審査補助職員の更なる活用

審査官経験者の補助職員採用の拡充に努め、10年で倍増することを前提とする(50名程度増)。加えて、ポスドクの非常勤職員を35名、CASサーチャーの非常勤職員を16名雇用すると仮定する。

PCTと関連国内出願の同時・近接着手による効率化

2006年度以降、PCTと関連国内出願の同時・近接着手(PCT出願の2割)を実施すると仮定する。

先端技術関連出願の増加に伴う審査業務の増加

成熟技術から先端技術への移行等に伴う審査負担の増加については、今後も同様の傾向が継続すると仮定する。

戻し拒絶査定の減少による再着審査率の上昇

一次審査件数に対する二次審査に至る件数の割合、いわゆる再着審査率は2001年に最終処分した案件の実績値で76.6%であるが、2004年以降は諸施策のため、いわゆる戻し拒絶査定が減少し、再着審査率は上昇するものと仮定する。

・滞貨解消に向けた特別措置

審査待ち期間の長期化は、審査待ち案件数(滞貨)の増加によるものです。したがって、審査待ち期間の大幅な短縮を図るためには、審査請求件数と審査着手可能件数の均衡を達成するだけでなく、既存の滞貨(約50万件)や今後2008年末まで生じるとされる審査請求期間の短縮に伴う過渡的な審査請求件数の増加による新たな滞貨の解消が必要です。

諸外国においても、迅速・的確な審査に向けた取組や計画の策定(次頁参照)が進む中、我が国は、これらに優る水準で、知的財産戦略大綱において指摘する「世界最高レベルの迅速・的確な審査」の実現、すなわち安定的な特許権を世界に早期に発信し、我が国の国際競争力を確保することが求められています。

こうした目標を実現するべく過渡的な滞貨を解消するためには、審査請求期間短縮による影響が過渡的であることに鑑み、平年ベースの審査請求件数規模を大幅に上回る審査着手可能件数を長期的・構造的に維持することは必ずしも必要ではなく、滞貨を解消するための一時的な特別措置を講ずることが適切であると考えられます。こうした観点から、特許庁として最大限の努力をすることは当然として、以下のような更なる措置を検討することが求められています。

1. 一時的な審査着手可能件数の増加策

迅速かつ的確な審査を実現するためには、出願の特許性を最終的に判断する特許審査官の増員が必要です。特に、相当規模に達する滞貨については、いったん解消すれば大幅に審査待ち期間が短縮し、その後は審査請求件数と均衡する審査着手可能件数を確保すれば十分であると考えられます。このため、任期付任用による専門性の高い外部人材の活用等臨時的な審査着手可能件数の向上に向けた検討が必要です。

2. 請求済み案件の見直しに向けた特別措置の必要性

(1) 既請求済み案件取り下げに関する特別措置

滞貨の解消に向けた特別措置として、出願取下げ時の審査請求料の返還制度がより一層活用されるような特別な措置の導入の是非を検討します。

(2) 審査請求適正化の一層の推進

出願人の要求に応じて、指定調査機関による先行技術調査報告書を送付し、その結果を踏まえて出願人が事後の審査手続の要否を判断する制度について、その実現性を検討する必要があります。

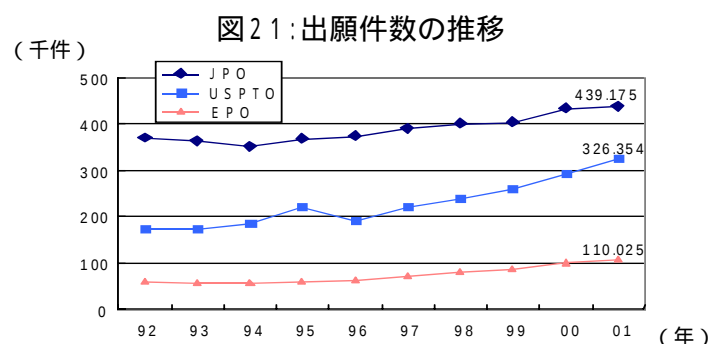
3. 早期審査制度の活用拡大

前掲早期審査制度の利用の促進を図りつつ、審査待ち期間が短縮されるまでの過渡的な措置として、記載要件の緩和等、その更なる拡充策についても検討する必要があります。

(参考)特許審査の迅速化をめぐる国際的な動向

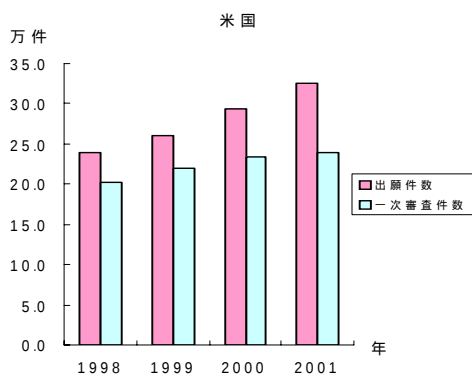
80年代の米国で始まった特許重視(プロパテント)政策は、90年代に入り世界貿易機関(WTO)の協定の一つである「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(WTO/TRIPS協定)」として結実し、途上国の同協定の履行期限である2000年1月を境に、世界各国における特許制度の充実が図られ、国際的なプロパテント政策の展開が進んでいると言えます。

こうした動きが、企業活動のグローバル化や知的財産意識の高まりともあいまって、世界的な特許出願の増加につながっています。この結果、我が国のみならず、主要先進国の特許庁においても、審査負担の増加、審査請求件数と審査着手可能件数の不均衡や審査待ち期間の長期化に対する懸念が共通の課題となっています。こうした中、審査負担の軽減に向けた検討が、日米欧三極特許庁会合やWIPO(世界知的所有権機関)における主要な議題となっています。

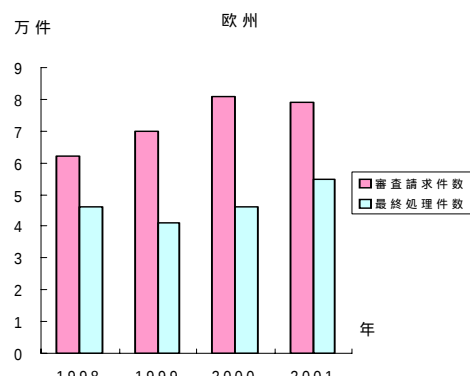


資料：各国特許庁年報

図22:米国及び欧州における特許審査処理の推移



		1998	1999	2000	2001
米国	出願件数	24.0	26.1	29.3	32.6
	一次審査件数	20.3	21.9	23.4	23.9
	審査待ち期間	13	13	13	14
	最終処理期間	24	25	25	25



		1998	1999	2000	2001
欧州	審査請求件数	6.2	7.0	8.1	7.9
	最終処理件数	4.6	4.1	4.6	5.5
	審査待ち期間	18	20	21	21
	最終処理期間	33	39	50	46

こうした状況を踏まえ、主要国政府は、知的財産戦略の強化に向けたアクションプランを明らかにしています。その中では、特許審査待ち期間の長期化やワークロードの増加に対し、特許審査官の増員や情報化の推進、先行技術調査のアウトソーシング、料金体系の見直し等の諸施策の検討を進めています。こうした、諸外国において検討が進む諸施策の中には、ここ10数年、我が国が世界に先がけて進めてきた施策が多く含まれています(次頁比較表参照)。

(参考) 主要国特許庁・機関における的確迅速化に向けた諸施策の現状と審査迅速化目標

迅速的確に向けた諸施策		米国	欧州	韓国	日本
システムの電子化		・インターネット出願も可能 ・庁内業務は紙ベース	・インターネット出願も可能 ・庁内業務は紙ベース	・インターネット出願も可能 ・庁内システムは日本を参考に構築	・庁内業務を含む電子化 (世界初、1990年～) ・電子出願率(特許) 97%
先行技術調査の分離 (アウトソーシング)		・指定民間技術調査機関による調査結果を出願人が提出する制度を検討したが、産業界等の反対により断念。 ・このため、米国特許庁が外注する仕組みを今後検討。	・先行技術調査専門部署(欧州特許庁の一部)を設置。 (ただし、先行技術調査と審査の担当審査官を同一とする計画を推進。)	・先行技術調査等を指定法人に外注	・先行技術調査等を指定法人に外注(世界初、1990年～) ・指定調査法人の調査担当職員数1200人(レポート形式から、対面報告型に順次移行)
OB、外部人材の活用		不明	不明	・科学技術に関する有識者を活用	・弁理士を任期付審査官として任用(2003年～) ・OB、ポスドクを非常勤職員として活用
外国特許庁との協力		・日米間で先行技術調査結果の相互利用プロジェクトを実施中 ・米欧間で先行技術調査結果の相互利用プロジェクトを検討中	・日欧間で先行技術調査結果の相互利用プロジェクトを検討中 ・米欧間で先行技術調査結果の相互利用プロジェクトを検討中	・豪州との間で審査結果相互利用の実施に向けて調整中	・日米間で先行技術調査結果の相互利用プロジェクトを実施中 ・日欧間で先行技術調査結果の相互利用プロジェクトを検討中
料金体系の見直し		・総合施策実施に向け料金全体の引き上げを議会提出中。既に産業界は同意。 ・一方、審査請求制度の導入と懲罰的な料金制度導入は、産業界等の反対により断念。	-	不明	・審査請求料を引き上げ、特許料を大幅に引き下げることにより、特許率の高い出願人に有利な体系に変更(2004年～)
審査費用の一部返還		・我が国と同様の法改正を検討中	・審査請求料の返還制度有り	不明	・審査請求料の一部返還制度を導入(2004年～)
先行技術調査前置		・外注の仕組みと併せて今後検討	・先行技術調査結果をもとに、出願人が審査請求の可否を検討	不明	検討中
審査官の増員		6年間(2003-2008年)で3300人採用予定	2002年には新たに440人採用	6年間(2002-2007年)で500人増員予定	2003年度34名増員
審査官数(現状)		3538人(2002年)	2917人(2001年)	453人(2003年5月)	1105人(2002年)
出願件数		33.4万件(2002年)	11.0万件(2001年)	10.3万件(2001年)	42.0万件(2002年)
審査請求件数		-	7.9万件(2001年)	不明	23.8万件(2002年)
最終審査期間		24月 (2002年時点)	46.1月 (2001年時点)	不明	29月 (2002年時点)
一次審査期間	目標値	14.7月(2008年時点)	-	13月(2007年時点)	-
	現状	16.7月(2002年)	20.7月(2001年)	22.6月(2002年)	24月(2002年)

出典: 米国(審査官数、審査期間、出願件数: 年報2002年、採用計画・目標審査期間: 21世紀戦略プラン)

欧州(審査官数: 年報2001年、採用実績: オフィスジャーナル2003年2月号、審査期間: 三極統計2001年)

韓国(審査官数: KIPOから聴取、出願件数: KIPO ホームページ、採用計画・審査期間・目標審査期間: 大統領公約を踏まえた2003年業務推進計画)